

長崎県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱

最終改正 平成 31 年 4 月 9 日付 31 農営第 51 号

目次

- 第 1 趣旨
- 第 2 事業の仕組み
- 第 3 農業経営改善促進資金の内容等
 - 1 貸付対象者
 - 2 資金使途
 - 3 貸付方式等
 - 4 極度額等
 - 5 貸付利率
 - 6 償還期限
 - 7 計画期間終了時の取り扱い
- 第 4 借入手続
- 第 5 農業経営改善促進資金融通事業の実施
 - 1 貸付目標額の設定
 - 2 低利預託基金等の貸付
- 第 6 担保・保証人の徴求の弾力化
- 第 7 報告
- 第 8 調査
- 第 9 貸付金の一括返還
- 第 10 県資金の返還

第1 趣 旨

本要綱は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）に基づき、農業経営改善促進資金（「スーパーS資金」と略称する。）の運営に関する取扱いについて定める。

第2 事業の仕組み

本資金は、長崎県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に造成される低利預託基金と農協系統資金等民間資金の協調融資により、効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者の必要とする短期運転資金を低利で、かつ、円滑に融通するものとする。

第3 農業経営改善促進資金の内容等

1 貸付対象者

認定農業者（実施要綱第2に定める農業経営改善計画の認定を受けた農業者をいう。以下同じ。）であって次に掲げる要件を満たす者。

- (1) 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。
- (2) 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な事業（規模拡大、作目又は品種転換、複合化、能率的な生産技術の導入、生産基盤（土地・施設・機械）の整備改善等）を内容としているものであること。
- (3) (2)の具体的な改善措置について、認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。
- (4) 農業経営改善計画又は資金利用申込書兼借入申込書（実施要綱様式第1号）において、既往借入金の返済財源が確保されていること。

2 資金使途

本資金の資金使途は、農業経営改善計画（以下「計画」という。）の達成に必要な短期運転資金一般とする。（例示すれば次のとおり。）

ただし、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。

- (1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費
- (2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費
- (3) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費
- (4) 営農用施設・機械の修繕費
- (5) 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料
- (6) 生産技術、経営管理技術の修得費
- (7) 市場開拓費、販売促進費等

3 貸付方式等

本資金の貸付けは、次によるものとする。

- (1) 貸付方式 当座貸越、手形貸付及び証書貸付とする。
 なお、当座貸越及び手形貸付については極度貸付方式とする。
- (2) 利用期間 貸付けが受けられる期間は、計画期間（同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日までをいう。以下同じ。）中とする。

4 極度額等

(1) 極度額等の上限

本資金の1農業者に係る極度額又は証書貸付における貸付金の残高の合計額（以下「極度額等」という。）の上限は、次のとおりとする。

ただし、市町の農業経営基盤強化促進基本構想において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善計画を有するもの等特段の事情がある場合にあつては、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）が認めた額とすることができる。

個人	一般経営	500万円
	畜産経営又は施設園芸を含む経営	2,000万円
法人	一般経営	2,000万円
	畜産経営又は施設園芸を含む経営	8,000万円

(2) 極度額等の設定

極度額等は、計画期間の各年度について融資機関が設定するものとし、推進会議の認定を受けるものとする。

(3) 極度額等の見直し

融資機関は、その農業者の経営状況及び資金利用状況等からみて極度額等を変更する必要があると判断する場合は、推進会議の認定を受けて、極度額等を変更することができるものとする。

5 貸付利率

- (1) 本資金の貸付利率は、次の算式により決定する（小数点以下第三位を四捨五入した上で、小数点以下第二位を二捨三入又は七捨八入して0.05%単位とする。）水準以内とする。

$$\text{貸付利率 (年\%)} = \frac{\text{※ 都銀・短プラ} \times (\text{協調倍率} - 1) + \text{融資機関への 低利預託金利} \times 1 \quad \text{※}}{\text{協調倍率}} + \text{調整値}$$

※都銀・短プラとは、「都市銀行の短期プライムレート」をいう。

※調整値は、都銀・短プラ水準に応じ次のとおりとする。

都銀・短プラ	調整値
--------	-----

5%未満	………	0.8%
5%以上6%未満	………	0.6%
6%以上7%未満	………	0.4%
7%以上8%未満	………	0.2%
8%以上	………	0

- (2) 農業者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、年0.5%の範囲内で融資機関が定めた率を加算することができるものとする。
- (3) 本資金は変動金利制とし、貸付利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高（当座貸越の場合に限る。）及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。
- (4) (1)の具体的な貸付利率については、別途経営局長から通知があるが、金利改定日は原則として月の当初とする。

6 償還期限

本資金の償還期限は、手形貸付及び証書貸付にあつては1年以内、当座貸越にあつては1年程度の当座貸越契約期間内とする。

ただし、計画期間中は、有効に決定される極度額等の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

7 計画期間終了時の取り扱い

本資金を借り受けた者の計画期間終了時に有する本資金の残高は、すべて計画期間終了時に返済するものとする。

ただし、本資金を借り受けた者が家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産及びその加工又は販売に1年以上を要する経営を営むものにあつては、計画期間終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に返済するものとする。

第4 借入手続

本資金を借り受けようとする者は、知事が別に定める事務取扱要領により、借入申込手続を行わなくてはならない。

第5 農業経営改善促進資金融通事業の実施

1 貸付目標額の設定

- (1) 融資機関は、市町その他関係機関と協議して、翌年度の貸付予定目標額を策定し、12月10日までに知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、融資機関別の貸付目標額及びこれに対応する預託額を決定したときは、融資機関及び基金協会に通知するものとする。

2 低利預託基金等の貸付

(1) 基金協会の借入れ

- ① 基金協会は、(3)の規定により融資機関に預託するため、民間金融機関から借

入金を借り入れるものとする。

- ② ①の借入れは次に従い行うものとし、その他借入れに必要な事項は基金協会と民間金融機関が協議の上定めるものとする。

(ア) 借入期間 1年以内（原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）

(イ) 借入利率 農業経営金融支援対策費補助金交付要綱（平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第2に定める国の利子補給率の範囲内

(ウ) 借入金額 1の貸付目標額の6分の1に相当する額又は長崎県から出捐された資金の額のいずれか低い額

(2) 県資金の貸付

- ① 知事は、融資機関に、この要綱に基づく資金の融資を行わせるため、基金協会に必要な県の資金（以下「県資金」という。）を貸付けるものとする。

- ② ①の規定による県資金の額、貸付条件及び貸付方法は、予算の範囲内において知事が別に定め、県資金を貸し付けるときは基金協会との間において「長崎県農業経営改善促進資金預託基金原資貸付契約書」により貸付契約を締結するものとする。

(3) 基金協会による低利預託基金の預託

- ① 基金協会は、(1)の借入金及び(2)の県資金により、低利預託基金を造成し、融資機関に預託する。

なお、預託額については長崎県の指示に従うものとする。

- ② ①の融資機関への預託額及び預託利率は次のとおりとし、その他預託に必要な事項は基金協会が定めるところによるものとする。

(ア) 預託額 融資機関の貸付目標額の3分の1に相当する額以内の額

(イ) 預託利率 年1%

ただし、預託予定日の14日前の日の属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」（当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日の属する週に作成されたもの）における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満の場合は、当該利率

(4) 融資機関による貸付け

- ① 本資金の融資機関は、次に掲げる金融機関とする。

(ア) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合

(イ) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

(ウ) 農林中央金庫

- (エ) 銀行
- (オ) 信用金庫
- (カ) 信用協同組合

- ② 本資金を融通しようとする金融機関は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、基金協会との間において「長崎県農業経営改善促進資金低利預託基金の預託に関する基本契約」を締結するものとする。
- ③ 融資機関は、第3に規定するところに従い本資金を貸し付ける。

第6 担保・保証人の徴求の弾力化

融資機関は、本資金の貸付けに当たっては、債権保全措置が形式的・慣行的とならないよう担保・保証人の徴求の弾力化に努めるとともに、必要に応じ農業信用保証保険制度を活用することにより、円滑な融通が図られるよう配慮するものとする。

第7 報 告

- 1 融資機関は、上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとの「農業経営改善促進資金貸付状況報告書」（実施要綱様式第3号）を作成し、これを上半期末及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。
- 2 基金協会は、1の報告を取りまとめ、上半期・下半期ごとに「農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書」（実施要綱様式第4号）を作成し、上半期末及び下半期末の翌々月の15日までに知事に提出するものとする。
- 3 知事は、2の提出を受けたときは、これを速やかに九州農政局に提出するものとする。

第8 調 査

知事及び基金協会は、この資金に係る事業等に関し、必要があると認めるときは、借入者及び融資機関の関係書類等を調査し、又は報告を求めることができる。

第9 貸付金の一括返還

融資機関は、下記に該当すると認めるときは、特別融資制度推進会議の意見を聴いて貸付金の全部若しくは一部について一括して返還させることができる。

- (1) 借入者が借入金を目的外に使用したとき、又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 借入者が第3の1に規定する貸付対象者でなくなったとき。

第10 県資金の返還

知事は、基金協会及び融資機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成6年12月13日から施行する。

この要綱は、平成 11 年 12 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 の 2 の (2) のイの (イ) の預託利率の規定については、基金協会のうち、業務方法書において、融資機関への預託利率を平成 12 年 3 月 31 日付け 12 農経 A 第 449 号農林水産事務次官依命通知による改正後の農林漁業信用基金による全国低利預託基金の貸付利率とする旨の定めのないものについては、なお従前の例による。

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 7 月 4 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 8 月 4 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。